

令和元年6月市議会定例会議案件名

- 議案第84号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第85号 白河市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第86号 白河市税条例等の一部を改正する条例
- 議案第87号 白河市東日本大震災による被災者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第88号 白河市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第89号 小峰城跡（水懸口北面）石垣修復整備工事請負契約について
- 議案第90号 小峰城跡（築出櫓）第2期ほか石垣復旧工事請負契約の一部変更について
- 議案第91号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 議案第92号 令和元年度白河市一般会計補正予算（第1号）
- 報告第5号 法人の経営状況について
- 報告第6号 平成30年度白河市継続費繰越しの報告について
- 報告第7号 平成30年度白河市繰越明許費繰越しの報告について
- 報告第8号 平成30年度白河市水道事業会計予算の繰越しの報告について

令和元年6月市議会定例会議案要旨

議案第84号 専決処分の承認を求めることについて

インフルエンザの流行及び一部の高額給付の発生により、国民健康保険の保険給付費に係る経費について緊急に予算措置を必要とし、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年度白河市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めようとするものであります。

議案第85号 白河市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬額を改定するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第86号 白河市税条例等の一部を改正する条例

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税の寄附金税額控除における特例控除の対象となる寄附金を改めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第87号 白河市東日本大震災による被災者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象区域から避難をしている方の国民健康保険税及び介護保険料の減免対象年度を延長するため、所要の改正を行うものであります。

議案第88号 白河市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、基礎課税額の限度額を引き上げるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第89号 小峰城跡（水懸口北面）石垣修復整備工事請負契約について

議案第90号 小峰城跡（築出櫓）第2期ほか石垣復旧工事請負契約の一部変更について

上2議案については、各工事の請負契約の締結又は一部変更をするため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第91号 損害賠償の額の決定及び和解について

市営住宅の管理瑕疵に伴う漏水事故について、損害賠償の額を決定し、和解をするため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第92号 令和元年度白河市一般会計補正予算（第1号）

(1) 歳入歳出予算の補正

歳入歳出補正総額は36,784千円増額となり、歳入歳出予算総額は28,356,784千円となりました。

款別補正の内訳は、次のとおりであります。

歳入については、国庫支出金14,500千円、県支出金5,286千円、繰入金3,998千円、市債13,000千円をそれぞれ増額補正するものであります。

歳出については、農林水産業費5,553千円、土木費31,231千円をそれぞれ増額補正するものであります。

歳出補正の内容は、次のとおりであります。

銘柄米オール“特A”獲得推進事業	3,543千円
白河市産米風評対策支援事業	2,010千円
公園管理費	29,000千円
公営住宅維持管理費	2,231千円

(2) 地方債の補正

事業の変更に伴い、地方債の限度額の変更をするものであります。

報告第5号 法人の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、市が出資している白河地方土地開発公社、公益財団法人白河観光物産協会、株式会社ひがし振興公社及び一般社団法人産業サポート白河の経営状況を説明する書類を議会に提出するものであります。

報告第6号 平成30年度白河市継続費繰越しの報告について

庁舎耐震補強事業及び釜子小学校建設事業屋内運動場等工事に係る継続費において、平成30年度内に支出が終わらなかったものがあるので、通次繰り越して使用するため、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費

繰越計算書により議会に報告するものであります。

報告第 7 号 平成30年度白河市繰越明許費繰越しの報告について

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、平成30年度白河市一般会計予算及び平成30年度白河市公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和元年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書により議会に報告するものであります。

報告第 8 号 平成30年度白河市水道事業会計予算の繰越しの報告について

地方公営企業法第26条第1項の規定により、平成30年度白河市水道事業会計予算の経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがあるので、令和元年度へ繰り越して使用するため、同条第3項の規定により、繰越計算書により議会に報告するものであります。